

## ◎我が国及び国際社会の平和及び安全 の確保に資するための自衛隊法等の 一部を改正する法律

(平成二七年九月三〇日法律第七六号)

### 一、提案理由 (平成二七年五月二六日・衆議院我が国及び 国際社会の平和安全法制に関する特別委員 会)

○中谷国務大臣 ただいま議題となりました我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

まず、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律

我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に際して実施する防衛出動その他の対処措置、我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に際して実施する合衆国軍隊等に対する後方支援活動等、国際連携平和安全活動のために実施する国際平和協力業務その他の我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するために我が国が実施する措置について定める必要があります。

以上が、この法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、自衛隊法の一部改正について御説明いたします。

これは、防衛出動の対象となる事態として、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態を追加するほか、外国における緊急事態に際しての在外邦人等の保護措置を新設し、合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護のための武器の使用の規定を整備するものでございます。

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律

三〇八

第二に、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正について御説明いたします。

これは、国際平和協力業務の実施または物資協力の対象として新たに国際連合平和安全活動を追加するほか、国際平和協力業務に、防護を必要とする住民、被災民その他の者の生命、身体等に対する危害の防止等の業務その他の新たな業務を加えるとともに、その他国際平和協力業務の実施等のために必要な事項を定めるものです。

第三に、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部改正について御説明いたします。

これは、我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態である重要影響事態に際して、適切かつ迅速に、後方支援活動、捜索救助活動、船舶検査活動その他の重要影響事態に対応するため必要な措置を実施するために必要な事項のほか、国際平和共同対処事態に対応して我が国が実施する船舶検査活動に関し必要な事項を定めるものです。

第四に、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律及びその他の事態対処法制の一部改正について御説明いたします。

これは、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態である存立危機事態への対処について、基本となる事項を定めるほか、武力攻撃事態等または存立危機事態において自衛隊と協力して武力攻撃または存立危機武力攻撃を排除するために必要な外国軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置等について定めるなど、武力攻撃事態等または存立危機事態の推移に応じて実施する措置について定めるものです。

第五に、国家安全保障会議設置法の一部改正について御説明いたします。

これは、これまで申し上げました関係法律の一部改正等を踏まえ、国家安全保障会議の審議事項及び同会議への必須諮問事項を拡充するものです。

そのほか、関係法律の所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

……………(略)……………

以上が、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対

処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力  
支援活動等に関する法律案の提案理由及び内容の概要でござい  
ます。

何とぞ、慎重審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い  
いたします。

## 二、衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関 する特別委員長報告(平成二七年七月一六日)

○浜田靖一君 たいだいま議題となりました四法律案につきまし  
て、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げま  
す。

まず、内閣提出の平和安全法制整備法案は、存立危機事態に  
際して実施する防衛出動、重要影響事態に際して実施する米軍  
等に対する後方支援活動その他の我が国及び国際社会の平和及  
び安全の確保に資するために我が国が実施する措置について定  
めるものであります。

.....(略).....

内閣提出の両法律案は、去る五月十九日本委員会に付託さ  
れ、二十六日本会議において趣旨説明及び質疑が行われまし  
た。

本委員会におきましては、同日中谷安全保障法制担当大臣が

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正す  
る法律

ら提案理由の説明を聴取した後、翌二十七日から質疑に入りま  
した。

質疑におきましては、同大臣等に対する質疑のほか、安倍内  
閣総理大臣の出席を求めたの質疑を五回、参考人質疑を二回行  
い、中央公聴会を開催したほか、沖縄県及び埼玉県でも参考人  
質疑を行いました。

七月八日には江田憲司君外四名提出の両法律案及び大島敦君  
外八名提出の領域警備法案が本委員会に付託され、同日提出者  
から提案理由の説明を聴取した後、十日から五法律案を一括し  
て質疑を行い、安倍内閣総理大臣の出席を求めたの質疑も行い  
ました。

昨十五日、締めくくり総括質疑を行い、内閣提出の両法律案  
及び江田憲司君外四名提出の両法律案について質疑を終局し、  
討論を行い、順次採決いたしましたところ、江田憲司君外四名  
提出の両法律案につきましてはいずれも賛成少数をもって否決  
すべきものと議決し、内閣提出の両法律案につきましてはいず  
れも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した  
次第であります。

以上、御報告申し上げます。

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律

三一〇

### 三、参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員長報告(平成二七年九月一九日)

○鴻池祥肇君 たいいま議題となりました両法律案につきまして、我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、平和安全法制整備法案は、存立危機事態に際して実施する防衛出動、重要影響事態に際して実施する米軍等に対する後方支援活動その他の我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するために我が国が実施する措置について定めるものであります。

.....(略).....

委員会におきましては、両法律案について審査を進め、その後提出された小野次郎君発議に係る武力攻撃危機事態に対処するための自衛隊法改正案外六法律案と一括して議題とし、審査を行いました。

この間、安倍内閣総理大臣、中谷国務大臣、岸田外務大臣ほか関係大臣、発議者等に対して質疑を行うとともに、参考人質疑、中央公聴会、神奈川県での地方公聴会を行うなど、審査を重ねました。

.....(略).....

委員会における主な質疑の内容は、我が国を取り巻く安全保障環境の変化と平和安全法制整備の是非、憲法解釈の変更と法的安定性の問題、専守防衛との整合性、存立危機事態の具体的事例と該当性、外国軍隊への後方支援の在り方、国際平和協力業務の追加と武器使用権限見直しの理由、米軍等の武器等防護の新設の妥当性、例外なき国会の事前承認と事後検証の必要性等でありますが、詳細は会議録によって御承知願います。

両法律案の質疑を終局し、討論を省略し、直ちに採決に入ることの動議が提出され、本動議は多数をもって可決されました。

次いで、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しまして国会の関与の強化等を内容とする附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二七年九月一七日)

日本国憲法の下、我が国の戦後七十年の平和国家の歩みは不変であった。これを確固たるものとするため、二度と戦争の惨禍を繰り返さないという不戦の誓いを将来にわたって守り続けなければならない。

その上で、我が国は国連憲章その他の国際法規を遵守し、積極的な外交を通じて、平和を守るとともに、国際社会の平和及び安全に我が国としても積極的な役割を果たしていく必要がある。

その際、防衛政策の基本方針を堅持し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならないことを改めて確認する。さらに、両法律、すなわち平和安全法制の運用には国会が十全に関与し、国会による民主的統制としての機能を果たす必要がある。

このような基本的な認識の下、政府は、両法律の施行に当たり、次の事項に万全を期すべきである。

一、存立危機事態の認定に係る新三要件の該当性を判断するに当たっては、第一要件にいう「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」とは、「国民に我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況」であることに鑑み、攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、その規模、態様、推移などの要素を総合的に考慮して、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険など我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民がこうむることとなる犠牲の深刻性、重大性などから判断することに十分留意しつつ、これを行うこと。

さらに存立危機事態の認定は、武力攻撃を受けた国の要請又は同意があることを前提とすること。また、重要影響事態において他国を支援する場合には、当該他国の要請を前提とすること。

二、存立危機事態に該当するが、武力攻撃事態等に該当しない例外的な場合における防衛出動の国会承認については、例外なく事前承認を求めること。

現在の安全保障環境を踏まえれば、存立危機事態に該当するような状況は、同時に武力攻撃事態等にも該当することがほとんどで、存立危機事態と武力攻撃事態等が重ならない場合は、極めて例外である。

三、平和安全法制に基づく自衛隊の活動については、国会による民主的統制を確保するものとし、重要影響事態においては国民の生死に関わる極めて限定的な場合を除いて国会の事前承認を求めること。

また、PKO派遣において、駆け付け警護を行った場合には、速やかに国会に報告すること。

四、平和安全法制に基づく自衛隊の活動について、国会がその承認をするに当たって国会がその期間を限定した場合において、当該期間を超えて引き続き活動を行おうとするときは、改めて国会の承認を求めること。

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律

三二二

また、政府が国会承認を求めるに当たっては、情報開示と丁寧な説明をすること。また、当該自衛隊の活動の終了後において、法律に定められた国会報告を行うに際し、当該活動に対する国内外、現地の評価も含めて、丁寧に説明すること。

また、当該自衛隊の活動について百八十日ごとに国会に報告を行うこと。

五、国会が自衛隊の活動の終了を決議したときには、法律に規定がある場合と同様、政府はこれを尊重し、速やかにその終了措置をとること。

六、国際平和支援法及び重要影響事態法の「実施区域」については、現地の状況を適切に考慮し、自衛隊が安全かつ円滑に活動できるよう、自衛隊の部隊等が現実に活動を行う期間について戦闘行為が発生しないと見込まれる場所を指定すること。

七、「弾薬の提供」は、緊急の必要性が極めて高い状況下において想定されるものであり、拳銃、小銃、機関銃などの他国部隊の要員等の生命・身体を保護するために使用される弾薬の提供に限ること。

八、我が国が非核三原則を堅持し、NPT条約、生物兵器禁止条約、化学兵器禁止条約等を批准していることに鑑み、核兵

器、生物兵器、化学兵器といった大量破壊兵器や、クラスター弾、劣化ウラン弾の輸送は行わないこと。

九、なお、平和安全法制に基づく自衛隊の活動の継続中及び活動終了後において、常時監視及び事後検証のため、適時適切に所管の委員会等で審査を行うこと。

さらに、平和安全法制に基づく自衛隊の活動に対する常時監視及び事後検証のための国会の組織の在り方、重要影響事態及びPKO派遣の国会関与の強化については、両法成立後、各党間で検討を行い、結論を得ること。

右決議する。